



収 支 報 告 書（令和6年分）

（開催分）

（ふりがな） かいてまな
1 政治団体の名称 結いこ絆

2 主たる事務所の所在地 射水市南太閤山11月61

3 代表者の氏名 大久保光太

4 会計責任者の氏名 大久保正輝 山口和宏

事務担当者の氏名
大久保正輝

（電話） 090-4689-8379

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類	<u>衆議院議員</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>大久保光太</u>

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>大久保光太</u>
公職の種類	<u>衆議院議員</u>

資金管理団体の指定の期間	
R6 年 4 月 8 日から	
R6 年 12 月 31 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
R6 年 4 月 8 日から	
R6 年 12 月 31 日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

収	入	総	額				百万	2	0	0	0	0	0	0	円
			(前年からの繰越額)												0
			(本年の収入額)					2	0	0	0	0	0	0	
支	出	総	額					1	9	9	9	6	0	2	
翌	年	へ	の	繰	越	額						3	9	8	

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 ※

金	額				百万				千					円
員	数													人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額									備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			百万						円	0
(うち特定寄附)										0
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0
(ウ) 政治団体からの寄附			2	0	0	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)			2	0	0	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)										0
イ 政 党 匿 名 寄 附										0
合 計 (ア + イ)			2	0	0	0	0	0	0	

※ 党費又は会費を負担した実人数を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金 額							年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備 考
国民民主党			1	0	0	0	0	2016年9月25日	東京都千代田区永田町2-17-17	玉木雄一郎	
国民民主党富山県支部連合会			1	0	0	0	0	2016年9月10日	富山市上本町2-6番11号西側2F	古城克寛	
この頁の小計			2	0	0	0	0				
その他の寄附											
合 計			2	0	0	0	0				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。
 税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額							
1. 経常経費				百万			千		円
(1) 人件費									0
(2) 光熱水費									0
(3) 備品・消耗品費									0
(4) 事務所費									0
小 計									0
2. 政治活動費				百万			千		円
(1) 組織活動費					2	9	9	6	02
(2) 選挙関係費									
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費									※2 (3)=ア+イ+ウ+エ
内 訳	ア 機関紙誌の発行事業費								
	イ 宣伝事業費								
	ウ 政治資金パーティー開催事業費								
	エ その他の事業費								
(4) 調査研究費									
(5) 寄附・交付金				1	0	0	0	0	0
(6) その他の経費				7	0	0	0	0	0
小 計				1	9	9	9	6	02
合 計				1	9	9	9	6	02

※1 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」に併せて記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳									項目別区分		組織活動費 (組織対策費)		
支出の目的※	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
車輦整備代			百万	1	0	4	0	0	0	R6.4.25	有限会社高雄自動車	富山市 公文名21	
レンタカー利用代					4	4	0	0	0	R6.11.19	ガッフルレンタカー 富山駅前店	富山市丸の内5月5-8 212号 新橋1F	
"					5	0	6	0	0	R6.11.19	"	"	
この頁の小計				1	9	8	6	0	0	※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。 (領収書の写を添付しなければならない。) なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。(領収書の写を添付しなければならない。)			
その他の支出					1	3	1	3	5				
合 計				2	1	1	7	3	5				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)
 なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分		組織活動費 (渉外費)		
支出の目的※	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
意見交換会 飲料代				1	1	7	0	0	R6.5.1	みち狭農業協同組合	下新川郡入善町入膳3489a1	
意見交換会 飲食代				1	3	5	0	0	R6.5.15	肴酒歌 きょう	富山市内幸町9-2 オレンジビル2F	
"				1	0	7	5	0	R6.11.14	居酒屋 おかしん	富山市新富町1-4-17	
この頁の小計				3	5	9	5	0				
その他の支出				1	9	9	1	7				
合 計				5	5	8	6	7				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)
 なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分		組織活動費 (宣伝事業費)	
支出の目的※	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスター撮影費					3	2	0	0	0	R6.5.13	(株)ヒロシワト	射水市戸石2220	
この頁の小計					3	2	0	0	0				
その他の支出									0				
合 計					3	2	0	0	0				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)
 なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金 (寄附金)	
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	1,000,000 円	R6.4.25	大塚光太郎会	射水市南大岡山11丁目61	
この頁の小計	1,000,000 円				
その他の支出	0 円				
合計	1,000,000 円				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)
 なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

その他の経費

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			
		その他の事業費 (貸付金)			
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
貸付金	700,000 円	R6.9.11	大久保光太郎援会	射水市南太閤山11丁目61	
この頁の小計	700,000 円				
その他の支出	0 円				
合計	700,000 円				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)
なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)

(その17)

資 産 等 の 状 況

1. 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 1. 領収書等の写し
- ☐ 2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 20 日

政治団体の名称 結い2絆

会計責任者の氏名 山口 和宏



(解散の場合) 代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

政治資金監査報告書

令和7年5月20日

結いと絆

代表 大久保 光太 殿

登録政治資金監査人

大橋 弘輝



登録番号 第 4862 号

研修修了年月日 平成27年11月6日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、結いと絆の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、結いと絆の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

結いと絆と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上